

令和6年御宿町議会第2回臨時会会議録目次

招集告示	1
------	---

第1号（2月16日）

議事日程	3
本日の会議に付した事件	3
出席議員	3
欠席議員	3
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	3
事務局職員出席者	3
開会の宣告	5
町長挨拶及び提案理由の説明	5
会議録署名人の指名について	5
会期の決定について	6
議案第1号の上程、説明、質疑、採決	6
閉会の宣告	14
署名議員	15

告示第7号

令和6年御宿町議会第2回臨時会を次のとおり招集する。

令和6年2月13日

御宿町長 石 田 義 廣

1. 期 日 令和6年2月16日

2. 場 所 御宿町役場議場

3. 付議事件

(1) 御宿町手数料条例の一部を改正する条例の制定について

令和6年第2回御宿町議会臨時会

議事日程（第1号）

令和6年2月16日（金曜日）午前10時00分開会

日程第 1 会議録署名人の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 議案第1号 御宿町手数料条例の一部を改正する条例の制定について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（10名）

1番	藤井利一君	2番	岩瀬環樹君
3番	塩入健次君	4番	滝口一浩君
5番	土井茂夫君	6番	北村昭彦君
7番	伊藤城祐君	8番	石井芳清君
9番	椎木藤弘君	10番	田中とよ子君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	石田義廣君	教育長	前森勤君
総務課長	殿岡豊君	企画財政課長	渡邊和弥君
産業観光課長	埋田禎久君	税務住民課長	金井亜紀子君
建設水道課長	永石知功君	全町公園課長	伊藤広幸君
保健福祉課長	田邊義博君	教育課長	吉野信次君
会計室長	米本貴志君		

事務局職員出席者

事務局長 市原 茂 君 主 事 市川可奈君

◎開会の宣告

○議長（滝口一浩君） 皆さんおはようございます。本日、令和6年御宿町議会第2回臨時会が招集されました。

本日の出席議員は10名です。よって定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

これより令和6年御宿町議会第2回臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議会日より編集のため、議場内の写真撮影を許可いたしました。

傍聴人に申し上げます。傍聴にあたっては傍聴規則に従い、静粛をお願いいたします。また携帯電話の類は、使用できませんので、電源をお切りください。

（午前10時00分）

◎町長挨拶及び提案理由の説明

○議長（滝口一浩君） 次に、日程に先立ち石田町長からあいさつ並びに議案の提案理由の説明について、発言を求められておりますので、これを許可いたします。

石田町長。

○町長（石田義廣君） 本日ここに、令和6年第2回臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

この度の臨時会に提案いたします案件につきましては、条例改正1件をご審議いただきますが、開会に先立ちまして議案の提案理由を申し上げます。

議案第1号 御宿町手数料条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、戸籍法の改正に伴う地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正を踏まえまして、新たに戸籍法関係の手数料を徴収する事務を追加し、その手数料を定めるため、所要の規定の整備をするものでございます。

詳細につきましては、担当課長からご説明申し上げますので、ご審議いただきまして、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。

◎会議録署名人の指名について

○議長（滝口一浩君） これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名人の指名についてを議題といたします。

会議録署名人は、会議規則第126条の規定により議長より指名いたします。

10番、田中とよ子君、1番、藤井利一君にお願いいたします。

◎会期の決定について

○議長（滝口一浩君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、あらかじめ配布した日程により、本日1日限りとしたと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝口一浩君） 異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は、本日1日限りとすることに決定いたしました。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、採決

○議長（滝口一浩君） 日程第3、議案第1号 御宿町手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

税務住民課長より議案の説明を求めます。

金井税務住民課長。

○税務住民課長（金井亜紀子君） 議案第1号 御宿町手数料条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、戸籍法の一部改正により、本籍地以外での戸籍謄本等の交付、いわゆる広域交付や戸籍除籍電子証明書提供用識別符号の発行、戸籍の届書等情報内容証明書の交付及び閲覧に関する改正規定が、令和6年3月1日から施行されることに伴い、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正の内容に準じて本条例の一部を改正し、新たな手数料等を定めるとともに、あわせて住民基本台帳及び印鑑については、字句の整理を行うものです。

はじめに、本改正案の概要について、ご説明いたします。

1つ目は、戸籍謄本等の広域交付に伴う改正です。

現在、自分や父母などの戸籍謄本等を交付請求できるのは、本籍地のある市区町村のみに限られていますが、法務省の戸籍情報関連システムの活用により、今後は本籍地以外の市区町村の窓口でも請求できるようになります。

広域交付で取得できる証明書は、コンピュータ化された戸籍除籍謄本で、請求できるのは、

本人や配偶者のほか、父母・祖父母などの直系尊属と子や孫などの直系卑属です。交付手数料は、戸籍が1件450円、除籍等が1件750円です。

2つ目は、戸籍除籍電子証明書提供用識別符号の発行に伴う改正です。

パスポート申請など、行政機関への手続の際に添付する戸籍謄本等に代えて、戸籍除籍電子証明書提供用識別符号を提供することで、戸籍謄本等の添付を省略することができるようになります。

識別符号を請求できるのは、広域交付と同様に本人や配偶者のほか、父母・祖父母などの直系尊属と子や孫などの直系卑属で、発行手数料は、戸籍用が1件400円、除籍用が1件700円です。マイナポータルを利用してご自身で符号の請求・発行をした場合と紙の戸籍謄本等の交付と同時に符号を取得した場合の手料は無料となります。

3つ目は、戸籍の届書等情報内容証明書の交付等に伴う改正です。戸籍の届書の画像を電子化し、届書等情報として作成できることに伴い、婚姻届などの届書等情報内容証明書の交付や閲覧ができるようになります。

交付手数料は、1通350円ですが、法務省令で定められた上質紙を用いた証明書の場合は1,400円となります。閲覧手数料は、届書1件350円です。

それでは、改正内容について、議案に添付しました資料「御宿町手数料条例の一部を改正する条例の改正箇所対応表」によりご説明させていただきます。手数料の名称の前に番号を振ってございますので、番号で説明させていただきます。

1 ページをご覧ください。

今回の改正は、戸籍法の改正に伴うもののほか、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の表記に合わせ、字句等を整理していますので、別表（第2条第1項）の区分の欄中、戸籍、住民基本台帳、印鑑について、全部改正をしております。

はじめに、戸籍謄本等の広域交付に伴い、改正前の（2）戸籍の記録事項証明書を戸籍証明書に改め、（1）と（2）を統合して（1）に、改正前の（4）除籍の記録事項証明書を除籍証明書に改め、（3）と（4）を統合して（2）とするものです。

次に、電子証明書提供用識別符号の発行開始に伴い、新たに（5）戸籍の識別符号の発行手数料及び（6）除籍の識別符号の発行手数料を追加するものです。

2 ページをご覧ください。

改正前の（7）と（8）の戸籍の附票及び除票についてですが、戸籍の附票は住民基本台帳法に基づき作成されるものであることから、戸籍から削除し、3ページの住民基本台帳の

(4) に追加するものです。

2 ページにお戻りください。

戸籍の届書の画像を電子化し、届書等情報として作成できることに伴い、改正前の(9)と(10)を統合して(7)とし、届書等情報の内容の証明書の交付手数料を追加するとともに、改正前の(11)に、届書等情報の内容を表示したものを追加して、(8)とするものです。

3 ページをご覧ください。

住民基本台帳は、改正前の(2)と(4)を統合して(2)に、改正前の(3)と(5)を統合して(3)とするものです。

最後に、改正附則といたしまして、この条例の施行日は令和6年3月1日とするものです。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長(滝口一浩君) これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

8番、石井芳清君。

○8番(石井芳清君) 8番、石井です。

今ご説明がありました、窓口及びコンビニとあと広域交付ということで受けられるということですが、コンビニでどういうものが取れるのかと。この改正後にですね。それでその時に必要なものはどういうものなのか。行政窓口等で何が違うのか。まずこれについて説明いただきたいと思います。

○議長(滝口一浩君) 金井税務住民課長。

○税務住民課長(金井亜紀子君) 証明書交付の際に必要なことということでございますが、まずは住民班窓口等の行政窓口におきましては本人確認が必要となりますので、運転免許証、マイナンバーカード等の顔写真付きの公的な本人確認書類が本人の場合は必要になります。

代理の方がお見えになる場合は、住民票等の場合は同一世帯の方であればご本人の確認書類があれば大丈夫ですが、それ以外の方の場合は委任状も併せて必要になります。コンビニ交付の場合につきましては、全てマイナンバーカードが交付の条件となっておりますので、マイナンバーカードと登録の時に設定していただいた4桁の暗証番号が必要になります。

あと取得できる証明書でございますが、行政窓口は今回手数料条例に載せてありますが、戸籍の謄本、除籍の謄本、戸籍の附票、あと住民票や印鑑証明は全て本人であれば取得が可能です。コンビニ交付の方につきましては、現在戸籍の謄本と抄本それと戸籍の附票、あとは住民票の謄本と抄本、印鑑証明になります。コンビニ交付の場合は、住民票は個人番号が記載された住民票につきましては取得ができないようになってございます。以上です。

(石井議員「3つ言ってなかったっけ」と呼ぶ)

○議長(滝口一浩君) はい。

○税務住民課長(金井亜紀子君) あと今回3月1日から実施できる広域交付につきましては、戸籍の謄本と除籍の謄本のみで、戸籍の抄本、除籍の抄本の1人だけの戸籍につきましては取得できません。あと住民票につきましては謄本と抄本がいずれも取得できるんですが、広域交付の場合は本籍地が記載された住民票は取得できません。代わりに個人番号が載った住民票の取得は可能でございます。あと広域交付につきましては、印鑑証明は取得できないことになってございます。以上です。

○議長(滝口一浩君) 8番、石井芳清君。

○8番(石井芳清君) 8番、石井です。

コンビニ交付の場合はですね、本人の確認の要するに本人確認ってどういう風にされるんですか。今ご説明では窓口、要するに行政窓口では行政担当者が本人かどうかを確認するってことですね。コンビニ交付の場合はそれはどうなるんですか。

○議長(滝口一浩君) 金井税務住民課長。

○税務住民課長(金井亜紀子君) コンビニ交付の場合は、マイナンバーカードを用いなければ取得できないということになってございますので、マイナンバーカードを以て本人という確認をしているということになります。

(石井議員「説明してない」と呼ぶ)

○議長(滝口一浩君) 金井税務住民課長。

○税務住民課長(金井亜紀子君) マイナンバーカードは個人個人がお持ちのものでございますので、マイナンバーカードをきちんとシステムに表示をしなければ、戸籍等の申請ができないようになっておりますので、そちらを提出してかつ個人が保管している暗証番号を入力するというので、個人を判断している、個人として特定しているという形になってございます。

○議長(滝口一浩君) 8番、石井芳清君。

○8番(石井芳清君) 8番、石井です。あくまでもお持ちになった方が端末を運用して取得するってことですよね。行政窓口では行政担当者がマイナンバーカードもしくは運転免許証、顔写真の付いたもので担当者が本人の確認を行うと。コンビニ窓口では端末の操作だけですよねっていう違いが分かりました。

次に移ります。本構築のシステムの費用ですね。これだいぶ前から戸籍については様々な運用がされておったと思います。改変と申しまししょうかデジタル事務と申しまししょうか。

費用及びどのくらいの人工と申しましょうか。マンパワーがされたのか。それからまたこの改めてですね、今回の改正に伴う直接の費用ですね。法令改正に伴う費用。そしてマンパワーについてはどのくらいに見積もられておられるかと。それからいくつかありますので、重ねてよろしいでしょうか。

次に利用状況ですね。先般の議員協議会で窓口及び公民館窓口及びコンビニ等の窓口でそれぞれですね、利用者数が統計上示されておりましたけども、いわゆる行政窓口と公民館窓口ですね、その比率はいかほどなのかということですね。

それで先ほどのシステム構築の中でですね、広域利用を含めまして、戸籍はたしか今ふりがなを振るように理解しております。デジタル化に伴いまして、これを付与されるということで先般も説明を伺ったところではありますが、まあそれについてはどのようにされるのか含めてですね、いつ頃までにどうなるかということで改めてお聞かせ願えればと思います。

それからこうした戸籍情報、今回広域付与ということで法改正になったわけではありますが、いわゆるこれまでは自治体がきちんと自治体ごとに自治体の責任において戸籍が管理されていたということだと思いますね。これらについてですね、ご本人から広域交付に関する利用の制限は可能なかどうか。要するに停止できるかどうかというわけですね。

それからまあ以上について説明を受けたいと思います。

○議長（滝口一浩君） 税務住民課長。

○税務住民課長（金井亜紀子君） はじめに費用と人工ということでございますが、まずこちらの戸籍を電算化するという業務が1番最初のスタートになりまして、戸籍のシステムの電算化を平成23年からスタートしておりまして、システムでございますので5年ごとに更新をかけております。

現在使っているシステムは3期目のシステムでございます。色んな機器やあとそういった色んな保守使用料等を全て合わせますと、導入の時が約8,000万円。更新につきましてはそれぞれ約5,000万円ずつの費用がかかってございます。5年間ということでございます。年間約1,000万円程度ということでございます。

人工につきましてはシステム委託会社がベースシステムの作業はしておりますが、それに伴う確認や情報の提供精査等につきましては、住民班の職員ということでございますので、2名ないしは3名が所属しておりますから、そちらの職員でやっていたということでございます。今回の改正に伴う費用につきましては、準備段階として令和2年度から令和4年度という形で法務省側のシステムや総務省側のシステムということでそれぞれございますけれども、トータ

ルいたしますと約 1,500 万円でございます。

基本的には国の事務でございますので、これら経費につきましては国の方の補助金があつていているということでございます。今回の準備事務につきましても先ほどと同様に住民班の職員で対応してございますので、2名で対応しているということでございます。あとコンビニや役場、公民館等での利用の状況ということでございますが、先ほど議員協議会の方でご説明させていただいた時はですね、公民館や役場につきましては、当時 12 月までということで9ヶ月間お示しさせていただきました。コンビニにつきましては 10 月からの開始ということで3ヶ月間ということでございましたので、ちょっと比較が難しかったんですけども、ちょうどコンビニ交付と同様の3ヶ月間を抜き出していきますとちょっとすいません比率を計算していなかったの、ちょっと合計数で申し上げさせていただいてよろしいでしょうか。

公民館につきまして住民票を 26 通、印鑑証明 38 通、合計 64 通でございます。同じく行政窓口ということで役場住民の窓口は住民票が 516 通、印鑑証明が 504 通、戸籍関係が 321 通で合計 1,341 通。コンビニ交付でございますが、住民票が 78 通、印鑑証明が 94 通、戸籍関係が 31 通で合計 203 通ということでございます。

コンビニ交付が始まったばかりということと先ほど石井議員さんからもお話ありましたが、個人でやるということもございますし、役場関係につきましては様々な役場の用途同時に行うってということもあって、一概に比較は難しいかとは思いますが、コンビニ交付のこの件数につきましては、御宿町内のコンビニだけでなく千葉県外の様々なコンビニやそういったところからも取得をしている様子が見られますので、利便性という意味では通常よりはそういった状況は良くなっているのかなという風感じてございます。

あとふりがなに関しましては、これからの事務になりまして、前回の補正予算で計上させていただいてございますが、全国一斉の事務ということでございますので、来年度に主な事務が来る予定になってございます。まず御宿町にあります戸籍に記載されている方の名前全てにふりがなを振ると言う事務になりますので、該当する戸籍の筆頭者の方にふりがなについての通知をさせていただきまして、その結果を戻していただいてそれに沿って名前を戸籍とマイナンバーと住民票の方にふりがなを振り直すという事務手続きでございます。

委託をできる範囲がちょっとどこまでかあるかは分かりませんが、基本的にはふりがなを振ると言う部分では非常に正確性等重要な事務になりますので、基本的には職員で対応する予定で考えてございます。

あと広域交付の利用の制限ということで、こちらにつきましては既に東日本大震災後に戸籍

の方の管理を国の方の総務省で副本を管理するというので、既にデータ等の移行というのは随時進んでおりまして、戸籍に変更があったりしますとその都度国の方に送っているというのがございます。御宿町の方で戸籍をその副本登録を止めてしまうということは、それ以外の所の方々も請求するにあたって、出来なくなるということもございますので、副本の登録というのは本人の希望での利用の制限はできないという風に思っております。

ただそれを使用するかどうかというのももちろんご本人の判断でございますので、広域交付をせずに全ての個々の自治体に紙ベースを取るということは可能だと思いますが、データとしての副本登録につきましては、利用の制限というのはできないという風に考えてございます。

○議長（滝口一浩君） 8番、石井芳清君。

○8番（石井芳清君） 8番、石井です。了解いたしました。

今回コンビニ交付それから広域交付等事務においては、マイナンバーカードが1つは使われるということですね。このマイナンバーカード、元々はパーソナル情報のみで想定されたという理解しております。

それから先般、保険証等の紐付け等でそうしたものも利用できると。今般の改正では戸籍においてもさらに運用が広がるということではありますが、まあご承知のとおり保険証、マイナ保険証ですか、紐づけされた中でトラブルが多発をしております、デジタル庁そのものが行政庁から指導を受ける時代になっているということで、ニュース報道等では12月末でマイナ保険証が7,200万ですか。利用率が4.29%にとどまっているというような報道もあったわけでありませぬ。

例えばマイナンバーカードを病院診療して置き忘れるとかですね。戻し忘れるとか。それからあとよくあるのがリーダーが認証しないと。それからカードそのものが破損をするということですね。まあそれ自身はね個人そのものでありますけど、問題になったのはやっぱり落としたりとかですね。一定期間第三者の手に渡ってる状況だとか、例えば診療病院等でも置き忘れても困りますよね、多分ね。まあそのような状況の中で、じゃあそういう情報がほんとにきちんとこう保たれているのかという危惧の念が相当するわけですね、この事態として。たしかに広く利用できるということは、便利という面では便利かも分かりませんが、元々例えば印鑑証明においても実印とそれから証明書は例えば別に置くだとかを含めて、それからそういう大事なものについては、きちんと管理をするということがこれまで日本のそういう生活習慣というか形だったと思うんです。運用ね。

それから1つにされて便利かもわかりませんが、例えばオレオレ詐欺だとか含めて、まあ

そういう実印、印鑑をそうこうしていいのかというような問題等あるという風に思うんですね。そうした中でやっぱりこうしたものの運用をどうしていくのかということで、まだまだ私は利便性とそれに対するリスクについてですね、まだまだ大変大きな乖離があるという中でこうした事務をですね、まあたしかに法令で国の法律に沿った運用を各自治体が行うということの提案はということなんでしょうけども、それをどうやって運用するのか。それはこの事務をどうするのかと。基本的には職によってこの事務を行いたいということは1つの大きな判断だと思うんですね。やっぱり大きな自治体はなかなかそういうことができないところもあるかと思いますが、リスクそのものをどう回避をしていくのかということで最善の努力をしていただきたいと。

また、そしたらこれからこれ運用をどうするのかということについても丁寧な対応。例えばマイナンバーカードにおいても不安の中で返納される方もいらっしゃいますよね。そういったところも事務としては受けるのかも分かりませんが、私聞くとところによると、それについて例えば普通だとその辺の事務の届出書を出したらそのままなんですかね、普通一般的でしたらそのコピーを本人がもらうだろうかと渡すだとかを含めて、そうした事務があるのかどうかということもまだ明確になってないということを伺っております。

ですから戸籍っていうのは生息情報1番大事な情報だという理解しております。そうしたものを運用するのが個々の自治体、それが色んな面で広がるということで、利便性は高まる一方でのリスクということで十分それを理解した中で、しかも住民の皆さんにもそういうことをきちんとやはりお話していただく、理解していただくという要するにこの言葉も含めて分かりやすい対応を取っていただき、そういう事故が起こらない　　だという風に考えるわけですが、これについて担当としてどういう風に考えているかお伺いしたいと思います。

○議長（滝口一浩君） 税務住民課長。

○税務住民課長（金井亜紀子君） 今回広域交付も含めまして様々な事例等が想定されますので、対応する職員につきましてはまずはご本人確認、ご本人の意思かどうかの確認を含めて、そういった手続きにつきましては慎重にかつ丁寧に対応していきたいと考えております。

また、今回3月1日からスタートいたしますので、ホームページや広報等を使いまして丁寧な広報に努めたいと考えております。

マイナンバーにつきましては国の制度というところで、なかなか様々なお考えの方おりますので、返納される際にはですねこういった今後の使用の制限であったりとか、こういったことがあるということは丁寧に説明させていただきまして、対応していきたいという風に考えてご

ございます。

○議長（滝口一浩君） よろしいですか。他に質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝口一浩君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝口一浩君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。この採決は挙手によって行います。

議案第1号に賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（滝口一浩君） 挙手多数です。

よって、議案第1号は原案のとおり可決することに決しました。

◎閉会の宣言

○議長（滝口一浩君） 以上で、本臨時会の日程は全て終了いたしました。

ここで、石田町長より挨拶があります。

石田町長。

○町長（石田義廣君） 令和6年御宿町議会第2回臨時会の閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

このたびの臨時会におきましては、条例改正につきましてご審議をいただきましたが、議員の皆様方のご理解によりましてご決定をいただき閉会の運びとなりました。ありがとうございました。

まだまだ寒さも続くと思われまます。議員の皆様方におかれましても健康には十分にご留意くださいようお願い申し上げます。閉会にあたっての挨拶とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

○議長（滝口一浩君） 議員各位には、慎重審議をいただき、また議事運営につきましてもご協力いただきまして、厚く御礼申し上げます。

以上で、令和6年御宿町議会第2回臨時会を閉会いたします。ご苦勞様でした。

（午前10時32分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

年 月 日

議 長 滝 口 一 浩

署名議員 田 中 と よ 子

署名議員 藤 井 利 一